居宅介護支援事業重要事項説明書

1　法人の概要

法人名	株式会社　ミュー
所在地	〒243-0031　神奈川県厚木市戸室１丁目 41 番１号
代表者	代表取締役　山﨑　慎也
連絡先	046－221－9600

2　事業所の概要

事業所名	ケアプラン　わさび
所在地	〒243-0031　神奈川県厚木市戸室１－41－1
事業所番号	1472902996
管理者名	管理者　加藤　由美子
連絡先	046－204―9701
サービス提供地域	厚木市

3　事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保する。
運営の方針	事業所は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。利用者に提供される居宅サービス等が不当に偏ることないよう公平中立にサービス提供を行う。

4　事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
備考	休業について：12 月 31 日～1 月 3 日休業とする。 営業日、営業時間の他、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

5　事業所の職員体制

職種	職務内容	員数
管理者	(1) 従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 (2) 従業者に法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。	1 名

介護支援専門員	要介護者等から相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。	1名以上

6　居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
①　居宅サービス計画の作成	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一覧の業務として、介護保険の対象となるものです。	別紙1のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料の支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます)
②　居宅サービス事業者との連絡調整			
③　サービス実施状況の把握、評価			
④　利用者状況の把握			
⑤　給付管理			
⑥　要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦　相談業務			

7　利用料及び他の費用について

利用料及びその他の費用については、別紙1を参照ください。

8　虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
　虐待防止に関する担当者：管理者
(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
(3) 虐待防止のための指針の整備を行います。
(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

9　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる

ときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次にあげることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。

② 非代理性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③ 一時性…利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持について

(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報をについて「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り得扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者は又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供終了後においても継続します。

(3) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(4) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(5) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(6) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から

提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13　記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を終了した日から5年間保存します。

14　衛生管理等

事業所において、感染症が発生し又はまん延しないように、次に揚げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15　業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時に体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16　サービス提供に関する相談及び苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順について

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

相談・苦情受付窓口	電話番号：046－204－9701 Fax番号：046－221－9601 窓口担当者：管理者　加藤　由美子 対応時間：午前8時30分～午後5時15分

(2) その他苦情受付窓口について

厚木市市役所 福祉部介護福祉課	所在地：厚木市中町3－17－17 電話番号：046－225－2240 Fax番号：046－224－4599 対応時間：8時30分～17時15分
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地：横浜市西区楠町27番地1 電話番号：045－329－3447 対応時間：8時30分～17時15分

（契約書付属）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的
   利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。

2. 使用する期間　　年　　月　　日　から　契約終了日まで

3. 使用する方法及び内容
   (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
   (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
   (3) 入院時、受診の際に適正な医療を供するために、また、在宅医療をサポートする際に情報提供が必要な場合。
   (4) 事故発生時における関係機関への情報提供や報告が必要な場合。
   (5) 介護支援専門員の資質向上の為の勉強会等や研修で事例提供を行う場合。

（別紙 1）

居宅介護支援サービス利用料及び利用者負担について

原則、居宅介護支援サービス利用料は、介護保険で 10 割給付され自己負担はありません。

1.　居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（Ⅱ）
居宅介護支援費（Ⅰ）　取扱件数が 45 件未満 要介護 1・2　：　1,086 単位／月 要介護 3・4・5　：　1,411 単位／月	居宅介護支援費（Ⅰ）　取扱件数が 45 件未満 要介護 1・2　：　1,086 単位／月 要介護 3・4・5　：　1,411 単位／月
居宅介護支援費（Ⅱ）　取扱件数が 40 件以上 60 件未満 要介護 1・2　：　544 単位／月 要介護 3・4・5　：　704 単位／月	居宅介護支援費（Ⅱ）　取扱件数が 40 件以上 60 件未満 要介護 1・2　：　527 単位／月 要介護 3・4・5　：　683 単位／月
居宅介護支援費（Ⅲ）　取扱件数が 60 件以上 要介護 1・2　：　326 単位／月 要介護 3・4・5　：　422 単位／月	居宅介護支援費（Ⅲ）　取扱件数が 60 件以上 要介護 1・2　：　316 単位／月 要介護 3・4・5　：　410 単位／月

2.　加算について

加算名	加算内容	単位数
初回加算	新規として、取り扱われる計画を作成した場合	300
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院当日中に、当該病院又は、診療所の職員に対して、必要な情報提供を行った場合。	250
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、必要な情報提供を行った場合。	200
退院・退所加算（Ⅰ1）イ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている事	450
退院・退所加算（Ⅰ2）ロ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けている事	600
退院・退所加算（Ⅱ1）イ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている事	600
退院・退所加算（Ⅱ2）ロ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を 2 回受けており、内 1 回はカンファレンスによる事	750
退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を 3 回以上受け、内 1 回はカンファレンスによる事	900
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけたサービス事業者に提供した場合、かつ、「人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取り組みを行った場合	400
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス計画等の利用調整を行った場合	200

通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同行し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	50

3.　利用料金及び居宅介護支援費（減算）

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中している場合 （指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数に 50%減算

4.　特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519 単位)	加算Ⅱ (421 単位)	加算Ⅲ (323 単位)	加算 A (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	1 名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催していること	○	○	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○連携可
⑤	算定日が属する月の利用者総数の内、要介護 3～5 である者が 4 割以上であること	○			
⑥	介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○連携可
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑨	運営基準減算又は特定事業所集中減算の摘要を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人あたり 40 件未満であること（居宅介護支援費Ⅱ算定の場合は、45 名）	○	○	○	○

⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○連携可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施していること	○	○	○	○連携可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

5.　特定事業所医療介護連携加算　　125 単位

①　前々年度 3 月から前年度 2 月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院との連携の回数（情報提供を受けた回数）の合計が 35 回以上

②　前々年度 3 月から前年度 2 月までの間において、ターミナルマネジメント加算を 5 回以上算定

③　特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定している

（別紙 2）

① 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与の各サービスの利用割合（小数点切り捨て）

訪問介護	42%
通所介護	10%
地域密着型通所介護	22%
福祉用具貸与	68%

② 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

サービス名	事業所名	事業所名	事業所名
訪問介護	株式会社ミュー 54%	合同会社ホームケアふじ 7%	訪問介護てだすけ 7%
通所介護	厚木ケアセンター そよ風　20%	ブルーミング厚木中依知 18%	ひかりデイサービス荻野 16%
地域密着型通所介護	サザンクラブ厚木北 18%	リハプライド厚木 16%	レコードブック厚木林 10%
福祉用具貸与	介護ハウスパートナー 32%	メディケアセンター厚木 21%	けやきサポート 8%

判定期間　令和　7 年度　　☑　前期（3 月 1 日から 8 月末日）

□　後期（9 月 1 日から 2 月末日）